



栃木県公報

平成26年
1月28日(火)
第2550号

目次

告示

○予定保安林	35
○指定施業要件変更予定保安林	37
○道路の区域の変更	37
○道路の供用開始	38

公告

○大規模小売店舗の新設の届出	38
○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要	39
○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要	39
○土地改良区役員の退任	40
○指定人の氏名又は名称の変更	40

告示

栃木県告示第33号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 1月28日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
日光市小百字穴沢1797から1799まで、1801、1806- 1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字穴沢1798・1799・1806- 1（以上の3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 保安林予定森林の所在場所
茂木町大字小深字蛭坂835- 1、880- 1
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字蛭坂835-1・880-1（以上の2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

Ⅲ

1 保安林予定森林の所在場所

日光市東小来川1136

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

東小来川1136（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

Ⅳ

1 保安林予定森林の所在場所

那珂川町片平字井戸沢1305-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字井戸沢1305-2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

栃木県告示第34号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年1月28日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
那須塩原市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
那須塩原市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年1月28日から同年2月26日まで一般の縦覧に供する。

平成26年1月28日

栃木県知事 福 田 富 一

- I
- 道路の種類 県道
路 線 名 一般県道 栃木田沼線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
53	前	佐野市中町字番場994-1 から 佐野市中町字小曾根1062-16まで	6.7 ~ 10.3	687.0	
	後	佐野市中町字番場994-1 から 佐野市中町字小曾根1062-16まで	15.0 ~ 19.0	687.0	

- II
- 道路の種類 県道
路 線 名 主要地方道 桐生田沼線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

215	前	佐野市飛駒町1383-3から 佐野市飛駒町714-4まで	5.0～14.5	1,120.4	
	後	佐野市飛駒町1383-3から 佐野市飛駒町714-4まで	9.6～17.5	1,120.4	

Ⅲ

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 塩谷喜連川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
323	前	さくら市喜連川字崩畑290から さくら市喜連川字崩畑489-12まで	6.8～11.1	225.3	
	後	さくら市喜連川字崩畑290から さくら市喜連川字崩畑489-12まで	11.4～12.9	225.3	

栃木県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年1月28日から同年2月26日まで一般の縦覧に供する。

平成26年1月28日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道121号	真岡市下籠谷1-9から 真岡市上大田和1323-1まで	平成26年1月28日

(道路保全課)

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成26年5月28日までに知事に意見書を提出することができる。

平成26年1月28日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ矢板店
矢板市富田字三斗蒔157番地外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ケーズホールディングス
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
株式会社ケーズホールディングス
- 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年9月16日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,328㎡
- 6 駐車場及び駐輪場の収容台数
駐車場 85台
駐輪場 20台
- 7 荷さばき施設の面積
52㎡
- 8 廃棄物等の保管施設の容量
21㎡
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時（年間7日午前9時30分）
閉店時刻 午後9時
- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで（年間7日午前9時から午後9時30分まで）
- 11 駐車場の自動車の出入口の数
3か所
- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後10時まで
- 13 届出年月日
平成26年1月15日
- 14 縦覧場所
栃木県産業労働観光部経営支援課

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を平成26年2月28日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成26年1月28日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
テックランド小山北店
下野市川中子字東原3329-6 外
- 2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
小 山 市	意 見 な し
下 野 市	意 見 な し

○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を平成26年2月28日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成26年1月28日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
テックランド小山北店

下野市川中子字東原3329-6 外

2 法第8条第4項の規定による意見の概要
意見なし

(経営支援課)

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年1月28日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
うつのみや中央土地改良区	理 事	手塚 彰		宇都宮市篠井町1453	25.10.2	

(農地整備課)

○指定人の氏名又は名称の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、指定人の氏名又は名称の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成26年1月28日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	変更後の氏名又は名称	変更前の氏名又は名称
平成25年4月1日	公益社団法人栃木県畜産協会	社団法人栃木県畜産協会

(会計局会計管理課)